

電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング(第8回)  
追加質問及び各社からの回答について

2007年6月11日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

## 1. 新たなLRICモデルの評価

長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用に基づく算定方式に見直すことを要望されていますが、実際費用に基づく算定方式に見直すことにする場合、非効率性の排除、客観性、透明性の各点について、どのように担保し、これを接続事業者に明らかにしていくのかをそれぞれ具体的にお示しください。

(対NTT東西)

回答者	回 答
NTT 東西	<p>●<u>弊社は、これまで、大規模な経営効率化(構造改革等)を推進し、OS会社化による賃金水準の大幅な切り下げ、希望退職の実施、新規採用の凍結、年金の給付水準の引き下げ、物件費の効率化、固定電話網の新規投資の原則停止等、あらゆる費用を対象に大幅なコスト削減に取り組んできたところであり、今後も一層のコスト削減に努めていく考えであります。その結果、実際費用がモデルコスト水準に近づくことから、効率性が確保されているものと考えます。</u></p> <p>●<u>また、実際費用については、これまでも、接続会計や網使用料算定根拠の報告・開示等、客観性・透明性を確保するよう努めてきており、さらに、総務省「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、実際費用における接続料原価の適正性の検証を容易とする観点から、設備区分の見直しや配賦プロセスの透明化を図るよう進められているところであり、弊社としてもこれに対応していく考えです。</u></p> <p>●<u>これらのことから、実際費用における非効率性の排除、客観性・透明性を確保することが可能であると考えており、そのうえで実際に発生した費用については接続料金で回収する必要があると考えます。</u></p>

## 2. NTSコストの扱い(1)

一般的に新たに生じる費用は、その他費用の削減又は関連する収入の増加で回収することが基本と考えられます。今回のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しに当たって生じるNTT東西の負担分については、基本的には、①NTT東西の一層のコスト削減、又は、②基本料構造の見直し等による基本料の増収策を講じることで対処されるべきではないのでしょうか。それが現時点では困難とのご見解ですが、その理由をお示しください。

(対NTT東西)

## 回答者

## 回 答

NTT  
東西

- 弊社の基本料収支は、より一層のコスト削減に努めているものの、採算性の高い都市部を中心とした競争の激化による収益の大幅な減少、固定電話の減少によるスケールデメリットの発生やメタルケーブルの更改維持コストの増大に加え、NTSコストの接続料コストから基本料コストへの付替により、急速に悪化しています。
- 現行のユニバーサルサービス基金制度は、平成17年度の加入電話基本料の営業赤字▲458億円(東西合計)に対して、120億円(基本料分)を補填するに過ぎず、残る赤字約▲340億円については弊社が更なる経営努力により吸収することが必要になっています。
- こうした中で、現在審議会に諮問されている基金制度の見直しによる補填額の減額分について、さらに基本料で負担できる状況にはないと考えます。
- 一方で、基本料構造の見直し等による増収策については、①料金を引き上げることから、お客様のご理解を得つつ、検討していく必要があること、②採算性の高い都市部を中心に競争が進展する中で、弊社が基本料を基金の補填額減額分を賄うレベルに引き上げるとは、競争上のハンディキャップとなることから採りえない、また、③不採算地域における基本料の水準を基金の補填額減額分を含めて回収できるレベルに引き上げるとは、利用禁止的な料金水準となり、ユーザが利用可能という観点から採りえないことから、現時点実施することは困難であると考えます。

(参考)基本料収支の推移(東西計)

(単位:億円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度 (見込)	H19年度 (予測)
営業収益	15,162	14,822 <▲340>	13,770 <▲1,052>	12,720 <▲1,050>	11,580 <▲1,140>
営業費用	14,453	13,556 <▲897> (再)配賦方法 見直しの減 ▲530	13,440 <▲116> (再)NTSコスト増 +446	—	—
営業利益	709	1,266 <+557>	330 <▲936>	—	—

※&lt; &gt;内は対前年増減。

## 2. NTSコストの扱い(2)

NTSコストの付替えに5年間の激変緩和措置を講じたのは、その間に基本料でのコスト削減、費用配賦の厳密化(できるだけ直課に移行)により、基本料に関わる費用を削減し、NTSコストを吸収するとの整理でしたが、基本料に関するコスト削減と費用配賦の見直しの現状と見直しはどのようなになっているのでしょうか。

(対NTT東西)

回答者	回 答
NTT 東西	<p>●弊社は、従来から経営効率化に取り組み、業務の抜本的アウトソーシングと退職再雇用の仕組みによる人件費の削減、人員のスリム化、物件費の効率化、資産のスリム化等、<u>あらゆる費用を対象に効率化に努めてきている</u>ところです。また、従来、収入額比等を用いていた営業費の配賦方法について、<u>平成16年度よりサービス別に費用を直接把握するよう見直しを実施し、基本料費用の適切な把握に努めています</u>。</p> <p>●しかしながら、メタルケーブルの老朽化の進行に伴う故障の増加により<u>更改維持コストが増大</u>しており、また、固定電話の減少に伴う余剰キャパシティの発生や保守用物品の調達コストの上昇等の<u>スケールデメリットが発生</u>しています。今後もIP化の一層の進展等に伴い、このような状況が続くことから、<u>大幅な費用削減を行うことは難しい</u>と考えます。</p> <p>●なお、NTSコストの付替えにあわせてユニバーサルサービス基金制度が見直され、基金により不採算地域のNTSコストを賄う仕組みが導入されましたが、接続料水準がNTSコスト付替を決めたH16答申時の想定を超えて大きく低下し、競争事業者が接続料の低廉化メリットを受ける中で、今般審議会に諮問された基金制度の見直しによる補填額の減額分をNTT東西のみが負担することは、競争の公平性を損なうものと考えます。</p> <p>●こうしたことから、今回のNTSコストの回収方法の見直しは、不採算地域のNTSコストを賄うことを目的とした基金制度の見直しにあわせて、<u>不採算地域のNTSコストにおける高コストの要因となっている「き線点RT～GC間の中継伝送路コスト」</u>について、審議会答申で指摘されている均一料金の維持及び、事業者間における競争の公平性の確保の観点から、基本料コストの範囲とせず、<u>接続料で回収するよう見直すことを要望</u>しているものです。</p>

## 2. NTSコストの扱い(3)

ユニバーサルサービス制度が発動している状況下で、都市部と過疎地域の基本料の格差はまだ埋められていません。都市部の利用者が、ユニバも負担し、その上、基本料でも不公平と言う状況は、いつまでもこのままでよいというものではありません。この問題の解決策について、具体的な解決策について検討していますか。もしくは、検討開始の予定はありますか。  
(対NTT東西)

## 回答者

## 回 答

NTT  
東西

- 平成17年度の加入電話基本料の収支状況は、▲458億円の営業赤字(東西合計)となっており、ユニバーサルサービス基金によって120億円(基本料分)の補てんを受けても、依然として約▲340億円の赤字が残ることになります。
- 弊社としては、より一層のコスト削減に努めても、都市部における競争の進展やスケールデメリットの発生に加えて、従来、接続料として競争事業者が負担していたNTSコストを基本料に付替えるといった制度変更によって基本料費用が増加することから、赤字の縮小は厳しいものと考えており、現時点、都市部の基本料を値下げすることで格差解消を図っていくことは困難と考えております。
- 弊社は、基本的には級局格差を是正していきたいと考えており、こうした観点から、弊社は、平成17年1月に都市部を中心とした基本料の値下げを実施し、その際に級局の統合及び格差の縮小をいたしました。
- さらなる級局格差の是正にあたっては、お客様のご理解を得つつ、弊社財務に与える影響等を勘案し、慎重に検討する必要があると考えています。

(参考) 平成17年1月実施の基本料値下げによる級局の数及び格差の推移

	値下げ実施前		値下げ実施後	
	プッシュ回線用	ダイヤル回線用	プッシュ回線用	ダイヤル回線用
級局の数	3区分		2区分	3区分
1級局と3級局の料金格差	300円		100円	200~250円

## 2. NTSコストの扱い(4)

他事業者の提供するドライカップ電話とNTT東西の実際のNWを比較し、中継伝送路部分のコストの位置づけについて、NCCは集線機能があるためTSである一方で、NTT東西は集線機能をもたせていないためNTSコストとしての費用回収が必要との回答であり、そのことが競争の公平性を損なう旨指摘されました。しかしながら、こうしたネットワーク上の差異は、NTT東西のNW構築の非効率に起因するものではないでしょうか。そのお考えを伺います。  
(対NTT東西)

回答者	回 答
NTT 東西	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行の接続料がLRICモデルに基づき算定されていることから、他事業者のドライカップ電話における「RT～交換機間の中継伝送路」とLRICモデルの「き線点RT～GC間の中継伝送路」において設備ベースの競争が進展する中でコスト回収に相違が生じており、その結果、NTSの中継伝送路コストをNTT東西のみが負担することにより生じる競争の公平性に及ぼす問題をご説明したものです。</li> <li>●なお、LRICモデルでは「現時点で利用可能な最も低廉かつ効率的な設備を用いて瞬時に構築」しているのに対し、<u>現実のネットワークにおける設備の選定は、旧式設備の更改にあわせ、その当時の技術・コストに基づいて最も効率化が図られるよう実施</u>していることから、相違が生じているものです。</li> <li>●<u>固定電話が急速に減少している現在では、設備の維持・延命を図ることによりコスト削減を実施しているところであり、新たに電話ネットワークを再構築する環境にありません。</u></li> </ul>

## 2. NTSコストの扱い(5)

き線点RT～GC間の中継伝送路のコスト(900億円)を基本料費用から控除すると、基本料収支はどのようになるとお考えでしょうか。NTT東西の今後の経営効率化等と相まって、基本料収支が黒字になる、若しくは赤字の額がユニバーサルサービス交付金のキャップとして機能することとなることは想定されないでしょうか。

(対NTT東西)

回答者	回 答
NTT 東西	<p>●き線点RT～GC間の中継伝送路のコストを基本料コストの範囲から除く場合、<b>基本料収支は、NTSコストの付替に伴うコストの増加を抑制できるもの</b>、現在審議会に諮問されている基金制度の見直しによる補填額の減額に加え、採算性の高い都市部を中心とする競争の進展、また、メタルケーブルの老朽化の進行に伴う更改維持コストの増大や固定電話の減少によるスケールデメリットが発生していることから、<b>依然厳しい状況</b>にあるものと考えております。</p>

## 2. NTSコストの扱い(6)

NTSコストを接続料で回収する場合、どのような形で回収することが適切とお考えでしょうか、改めてお伺いします。

(対NTT東西)

回答者	回 答
NTT 東西	●き線点RT～GC間の中継伝送路コストは、NTSコストであるという点からすれば、 <u>コストの発生要因を踏まえて定額制接続料により回収することになります</u> が、 <u>他方、現在、従量制接続料の水準がH16答申時の想定を超えて大きく低下していることから、従量制接続料に加えて回収する方法もあり得ると考えられ</u> 、こうした観点を含めて議論頂きたいと考えます。



## 2. NTSコストの扱い(7)

き線点RT～GC間の中継伝送路を接続料で回収するとしても、当該接続料がユーザーに転嫁される場合には、トータルでみて利用者負担の抑制には必ずしもつながらないと考えられます。仮に接続料で回収する場合、その費用の一部を利用者に転嫁されるお考えはありますか。

(対NTT東西)

回答者	回 答
NTT 東西	●接続料は、各社の通話料で回収することになります。現在、 <u>従量制接続料は、NTSコストの付替やモデルコストの減少等によりH16答申時の想定を超えて大きく低下しており、き線点RT～GC間の中継伝送路コストを接続料で負担しても、現行の通話料水準で当該コストを賄えると考えられることから、利用者に転嫁することはないと考えます。</u>

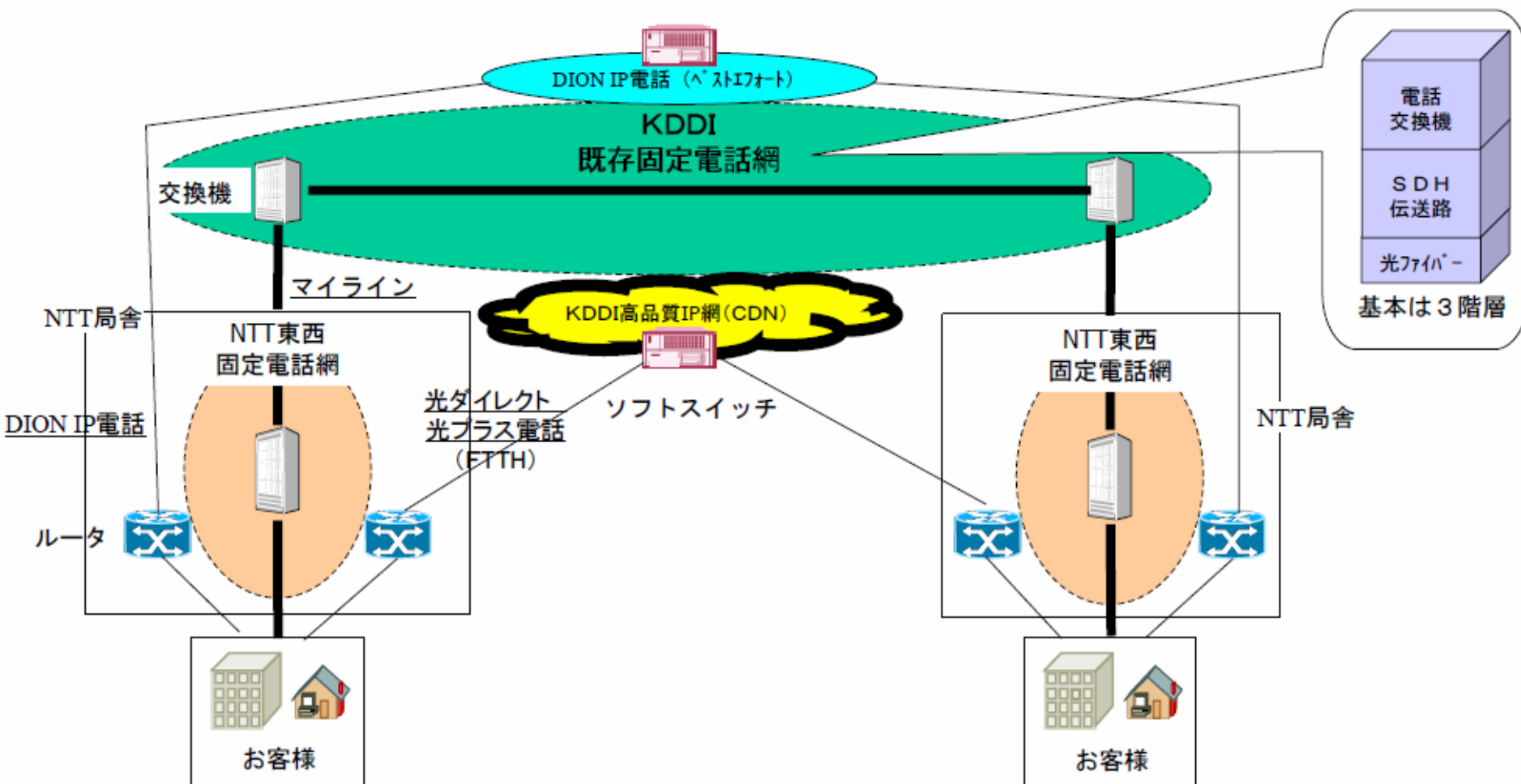
## 2. NTSコストの扱い(8)

NTT東西の「競争事業者のドライカップ電話は、コロケーションにより集線機能を有するRT装置を設置し、RT～交換機間の中継伝送路コストをTSコストとして接続料により他事業者から回収する一方で、NTT東西は、同様な伝送路コストをNTSコストとして基本料に付替えることとされており、その結果、NTT東西のみがコスト負担することは、競争の公平性を損なう。」(NTT東西資料p8)との主張について、ドライカップ電話サービスを提供する競争事業者としてどのようにお考えでしょうか。  
(対KDDI、ソフトバンク)

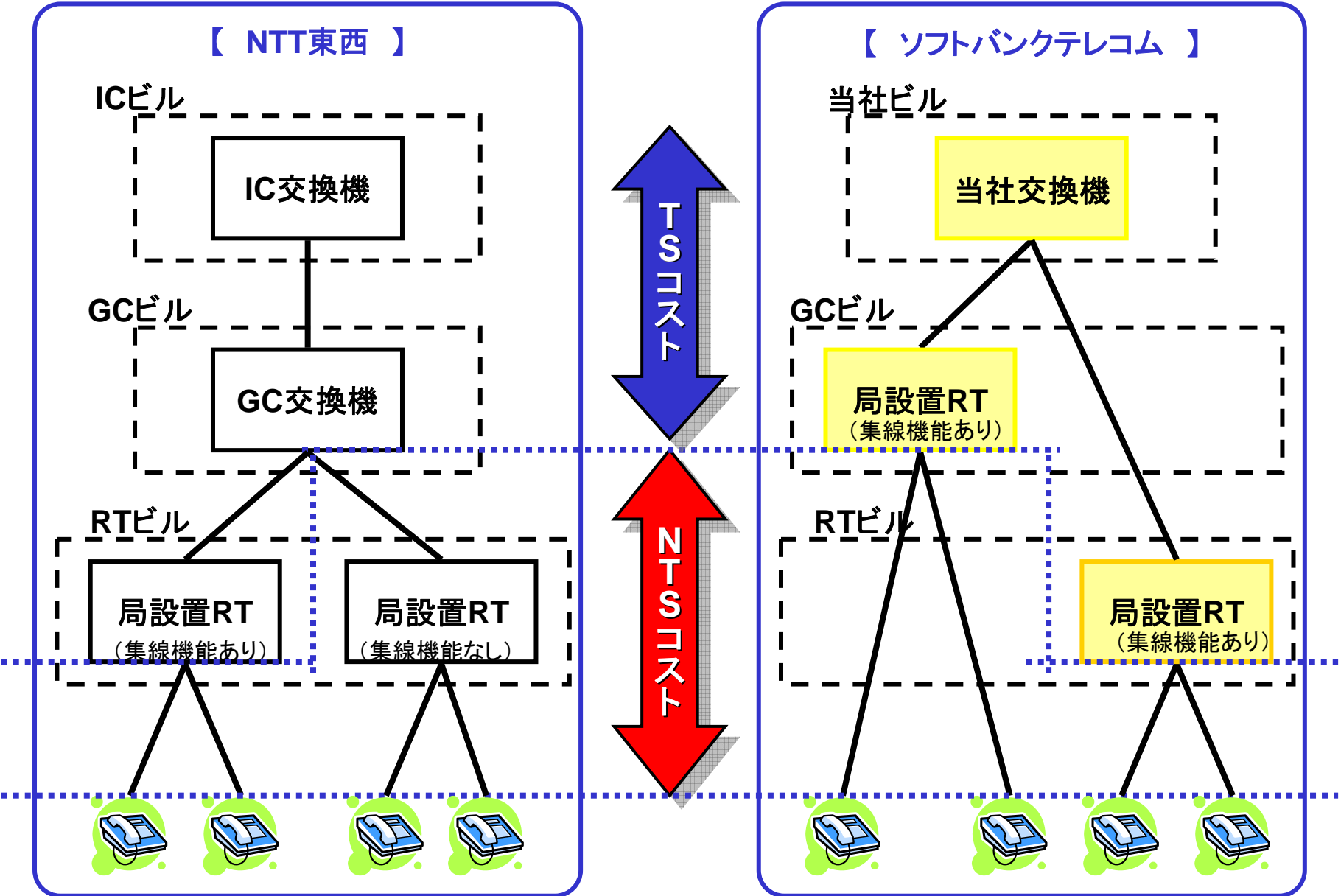
回答者	回 答
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社のドライカップ電話(KDDIメタルプラス)については、各GC局にメタルプラス用交換機(NGW)を設置し、当社IP網(CDN)に直接收容するネットワーク構成をとっているため、<u>NTT東・西殿が指摘されたようなRT及びRTから交換機までの伝送路は存在しません。</u>(11頁資料(2004年9月15日当社報道発表資料4頁)参照)</li> <li>●当社はNTT東・西殿とは異なるネットワーク構成で直収電話サービスを提供しており、<u>設備の一部分のみを取り上げて競争上の公平性を論じることは適当でない</u>と考えます。</li> </ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集線機能を持つ局設置RT～交換機間の中継伝送路コストをTSコストとしている点は、NTT東西も当社の直収電話サービス(「おとくライン」)も同様であり、コスト負担の考え方も、競争上も公平なものと考えます。</li> <li>●また、<u>当社の直収電話サービスにおける局設置RTは、通常NTT東西のGC局舎にコロケーションしており、これを踏まえてネットワーク構成上の階梯をそろえて比較すれば、当社の集線機能を持つ局設置RT～交換機間の中継伝送路コストがTSコスト</u>であり、NTT東西の考え方と同様であることは明らかです。(11頁の図を参照ください。)</li> <li>●本件のように、NTT東西と競争事業者の比較の下で議論を尽くしていただくことは、当社も歓迎するところです。本件のほか、営業費や手続費の詳細等、あらゆる点について同様に比較の上議論を進めていただくことを希望します。</li> </ul>

現在のネットワーク

- 電話サービスは既存固定電話網による提供が主力
- KDDI光プラス電話はCDN※により提供



※：CDN=Content Delivery Network (データと音声を統合し、さらに音声をデータよりも優先的に転送することによって既存の固定電話と同等の通話品質を実現)



## 2. NTSコストの扱い(9)

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定見直しの諮問案に基づくと、現状では、各事業者が電気通信番号ベースで応分の負担を行っていた費用は、NTT東西のみに負担を行わせることになると考えられますが、この費用の適正な負担について議論をするべきではないでしょうか。

(対KDDI、ソフトバンク、フュージョン・コミュニケーションズ、Qtnet、ウイルコム)

回答者	回 答
KDDI	<p>●当社は、<u>ユニバーサルサービス制度はNTT東・西殿の経営問題そのもの</u>であると認識しており、補てん対象額の算定方法を見直す方向で検討されていることについては適切であると考えます。</p> <p>●なお、<u>ユニバーサルサービスの確保にかかるコストを誰がどのように負担するべきか、という問題</u>については、<u>今後のPSTNの在り方やNTT殿の組織問題も含めて十分に検討する必要</u>があると考えます。</p>
ソフトバンク	<p>●ユニバーサルサービス制度に関しては、ユニバーサルサービス提供に要する費用や、ユニバーサルサービス提供によりNTT東西が受ける様々な便益、或いはNTT東西における効率的提供の可能性等を厳密に検証し、本当に補填が必要なのか、或いは真に補填すべき範囲はどのようなものか、さらには今後のPSTNの在り方やNTT経営形態の問題等も含め継続的に議論をすべきというのが弊社の基本的な考え方です。</p> <p>●ユニバーサルサービスは、本来NTT東西が外部からの補助を受けずに提供できるというのが理想的な姿ですが、競争の進展等により、NTT東西単独でのサービス維持が困難となり、接続事業者も含めた業界全体で補助を行う制度が構築されたものと理解しています。</p> <p>●また、その際に業界全体で補助を行うべき範囲を特定するとともに、それ以外の部分についてはNTT東西がユニバーサルサービスの提供を含めた事業運営の範疇であるという整理がなされたものと理解しています。</p> <p>●<u>今回のユニバーサルサービス補填対象額算定方法の見直しは、あくまでユニバーサルサービス維持のために業界全体で補助を行うべき範囲の見直しであると理解しており、この範囲外の費用については従来の整理どおりNTT東西がユニバーサルサービスの提供を含めた事業運営の範疇で対処すべきものと考えます。</u>このため、<u>今回の補填対象額算定方法見直しに伴い、NTT東西と競争事業者間での負担方法の見直しを行う必要はないもの</u>と考えます。</p>
フュージョン・コミュニケーションズ	<p>●ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定見直しの諮問案(2σ)は、基本料金、接続料金の見直しの検討途中において、先行して諮問されたものと理解しています。<u>一時的には、NTT東西に対する補てん対象額が減額されますが、今後の全体的な枠組みの中で適正な負担方法が議論されるもの</u>と考えます。</p>
Qtnet	<p>●補てん対象額の算定方式見直しの諮問案は、「補てん対象額算定に用いる1回線当たりコストの基準点を、一定の合理性が認められる水準(全国平均費用+2σ)に見直す」趣旨と理解しております。したがって、<u>今回の見直しによる補てん額の低減分(すなわちNTT東西の負担増分費用)は、NTT東西が本来負担すべきもの</u>と考えます。</p>
ウイルコム	<p>●<u>ユニバーサルサービス制度の補填対象としてどの範囲が適当であるかは、ユニバーサルサービスの趣旨に照らして判断される事項</u>であると考えております。<u>ご指摘の費用負担の在り方についても、パブリックコメント等により意見を募り、議論を行なうべき</u>と考えます。</p>

## 2. NTSコストの扱い(10)

NTSコストの接続料から基本料への付替えによる接続料の負担軽減分をユーザーに還元することは考えておられるのでしょうか。

(対フュージョン・コミュニケーションズ、Qtnet、ウイルコム)

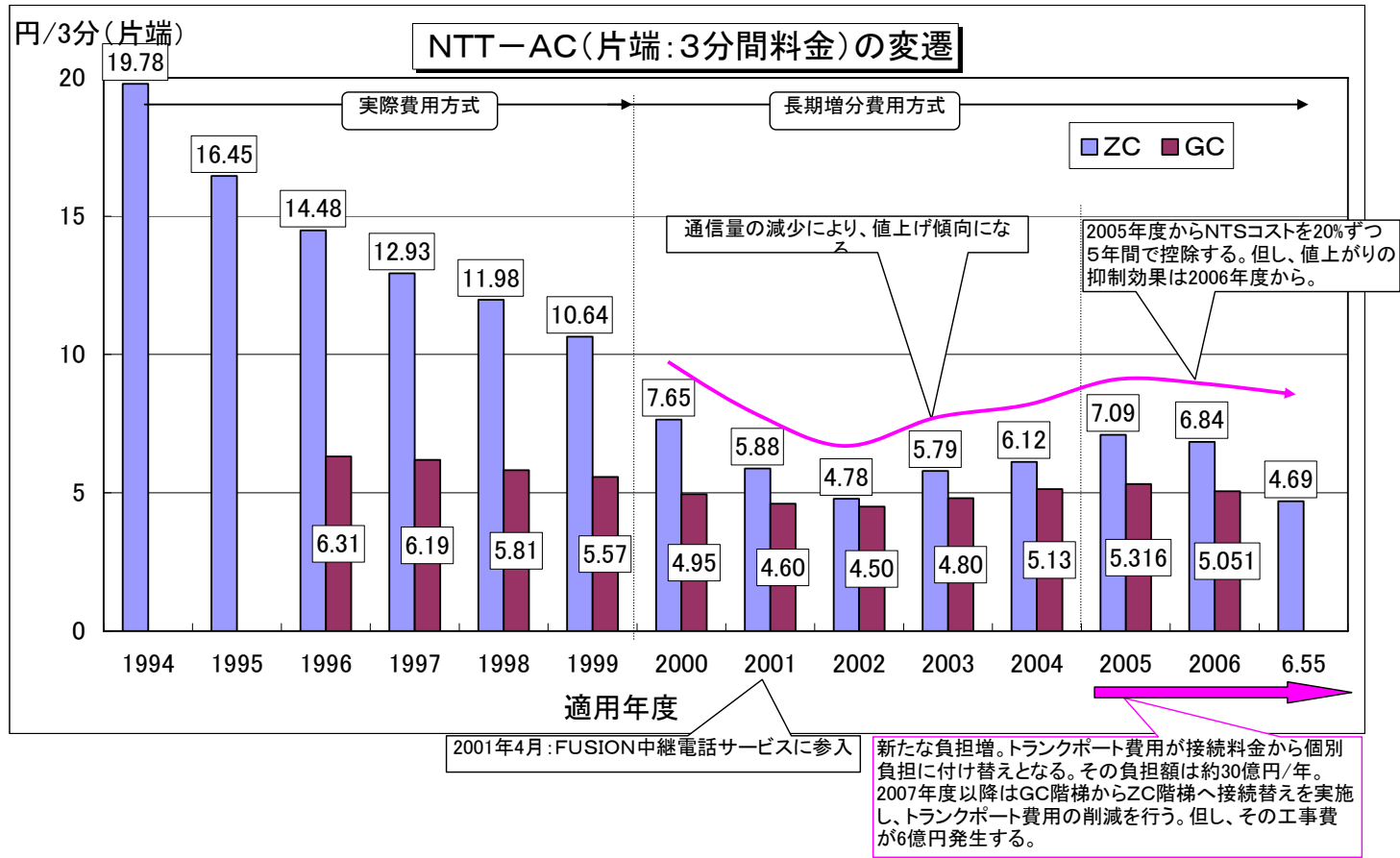
回答者	回 答												
フュージョン・コミュニケーションズ	<p>●接続料が軽減されたのは、2006年度から2007年度だけで、<b>2002年から2005年度までは値上がりが連続</b>しております。更に2005年度以降はトランクポート費用が接続料金から個別負担方式に付け替えとなり、接続料とトランクポート費用の両者を合計した負担総額は増加しております。(14頁資料)</p> <p>●しかしながらこの間において、<b>接続料金の値上げを反映したお客様料金の設定はしていません</b>。(14頁資料)</p>												
Qtnet	<p>●接続料は、NTSコストの付け替えにより、18年度～19年度にかけて若干減少しましたが、19年度は15年度とほぼ同水準となった状況にあります。したがって、<b>現行の接続料水準では、お客さまへの還元は難しい状況</b>にあります。</p> <p>●今後、接続料が更に低下した場合は、その状況を踏まえお客さまへの還元を検討したいと考えております。</p> <p>＜接続料の推移＞</p> <table border="1" data-bbox="218 728 1351 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続料(GC接続:円/3分)</td> <td>4.80</td> <td>5.13</td> <td>5.60</td> <td>5.35</td> <td>5.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>・17～19年度はトランクポート等のコストを含む</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	接続料(GC接続:円/3分)	4.80	5.13	5.60	5.35	5.01
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度								
接続料(GC接続:円/3分)	4.80	5.13	5.60	5.35	5.01								
ウイルコム	<p>●弊社では、<b>接続料原価から控除されたNTSコストは、基地局回線料として負担</b>を行なっております(PHS基地局回線の値上げ)。このため、他の接続事業者殿とは、状況が異なるものと考えております。</p>												

# フュージョン・コミュニケーションズ 提出資料

NTT東西の事業者間接続料金の変遷

単位:円/3分(本体)

年度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ZC	19.78	16.45	14.48	12.93	11.98	10.64	7.65	5.88	4.78	5.79	6.12	7.09	6.84	6.55
GC			6.31	6.19	5.81	5.57	4.95	4.60	4.50	4.80	5.13	5.316	5.051	



ユーザー料金の推移

単位:円/3分(税別)

主なサービス	接続先	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
中継電話サービス(0038)	固定電話着	20	20	20	20	20	20	54
	携帯電話着				54	54	54	47.7
	携帯電話着(複数回線契約者用)				51	51	51	8
IP電話サービス(050)(着信課金サービス)	固定電話着			8	8	8	8	47.7
	携帯電話着			54	51	48	48	51
	携帯電話発				54	54	54	

## 2. NTSコストの扱い(11)

ヒアリングからは、NTSコスト付け替え分のユーザー料金への還元は競争上の理由からできないとの回答であったと受け止めています。競争が激しいほど、ユーザーを獲得するために料金引き下げやサービス向上に努めなくてはならないのではないのでしょうか。それができないとNCC皆さんが主張されていますが、固定電話分野でのユーザー獲得といった点での競争はあきらめているととらえてよいのでしょうか。

(対KDDI、ソフトバンク、フュージョン・コミュニケーションズ、Qtnet、ウィルコム)

回答者	回 答
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社は、従来の中継電話サービスに加え、ドライカップ電話や光直収サービスを推進するなど、多様なサービスを低廉な料金で提供できるよう努めております。</li> <li>●これらのサービスを提供するために多額の設備投資を行っていることもあり、<b>当社の固定電話事業の採算は未だ厳しい状況にあります</b>が、接続料の動向や競争環境の変化を見ながら、<b>今後もお客様に選んでいただけるサービスを提供していきたい</b>と考えております。</li> </ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヒアリングの場では、弊社は、利用者料金への還元については当然考えるべきであり、今後引き続き検討していく旨の回答をさせていただいております。</li> <li>●NTSコストはNTT東西が基本料原価として回収すべきであったにもかかわらず、従来接続料原価に含まれており、接続事業者において本来負担の必要がない費用まで接続料として負担してきたものであり、これを、平成16年10月19日の情報通信審議会答申において、5年間で段階的に、本来の基本料原価へ付け替えるべきと定められたところです。また、これと関連して、同答申において、基本料原価における配賦基準見直しによる費用削減や基本料の在り方の見直し、ユニバーサルサービス制度の活用についても検討されたところです。今般のユニバーサルサービス制度に係る補填額見直しの問題においても、基本料の在り方を含め、多面的な検討を十分に行うことが必要と考えます。</li> <li>●NTSコストの控除以前、<b>接続料水準はPSTNの減少により上昇基調にありましたが、当社は利用者への安定的サービス提供のため、利用者料金を据え置きました。今後も、PSTNの減少に伴う接続料費用上昇の可能性は考えられるため、こういった場合にも急激な値上げを避けて利用者への安定的サービス提供を維持するため、長期的観点から利用者料金を定めております。</b></li> </ul>
フュージョン・コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中継電話サービスは、発信側・着信側でNTT東西のネットワークに依存するためACは2倍の負担になります。この状況においてNTTコム社が提供するプラチナ・ライン(市内・県内8円/分、県間15円/3分)の存在が大きく、NTTグループ以外の事業者は、ACの負担を考慮すると対抗できない状況です。このため、NTT東西への依存が片側(着信)だけで済むIP電話サービスの販売に軸足を移しています。</li> <li>●NTSコストの接続料金から付け替えは、平成17年度以降の接続料算定の在り方について情報通信審議会答申(平成16年10月19日)に基づくものです。これも<b>本来の接続料コストには関係がない費用として全額即控除すべきところを激変緩和を理由に、2009年度まで先延ばしされたものと認識しています。本来のNTSコストは基本料金に從属するものであり、正常な状態になる付け替えを「接続事業者が恩恵を受けている」とは適当ではない</b>考えます。</li> </ul>
Qtnet	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>現行の接続料水準では料金の引き下げ等は難しい状況</b>にありますが、一方、当社の料金は、他事業者に比べ十分競争力のある水準と考えております。</li> </ul>
ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いただきましたご質問は、固定電話事業者殿に関するものと理解しております。</li> </ul>



## 2. NTSコストの扱い(12)

NTSコストの付け替えが進み、接続料が値下がりしている現状で、ユニバーサルサービス制度の負担を全額番号利用者に転嫁している事について、委員から問題が大きいとの指摘がありました。ユニバーサルサービス制度発動の大きなきっかけは、NTSコストの付け替えでした。その恩恵を受けていながら、利用者に還元を図らない各社の姿勢に消費者団体から強い批判があります。今後、電気通信事業者としてこの負担をしていく予定、もしくはその検討の予定はありますか。

(対各社)

## 回答者

## 回 答

NTT  
東西

●弊社は、ユニバーサルサービスを引き続き維持していくよう、お客様に対してユニバーサルサービス料をご負担いただくこととしましたが、その実施にあたり、1月分は弊社自身が負担することといたしました。また、平成19年1月より、固定電話から携帯電話への通話料金を値下げするとともに、固定電話のWebビリング(請求書等を郵送からWebでのご案内に変更するサービス)ご利用時の基本料割引額の拡大を実施しました。こうした経営努力を通じて、お客様の負担軽減及び利便性向上に努めております。

(参考)

- ・固定電話から携帯電話への通話料金（加入電話発の場合）

	H19年1月の値下げ額	
	NTT東日本	NTT西日本
ドコモ着	▲ 4.5円 (52.5円→48円)	▲3円 (54円→51円)
au着	▲ 4.5円 (57円→52.5円)	▲3円 (57円→54円)
ソフトバンク・TU-KA着	▲10.5円 (63円→52.5円)	▲3円 (63円→60円)

(注) 料金は3分間通話した場合の額

- ・Webビリングによる加入電話・INSネットの基本料割引額

	H19年1月の値下げ額
基本料割引額	▲10円 (▲100円→▲110円)

回答者	回 答
KDDI	<p>●当社は、ユニバーサルサービス制度はNTT殿の経営問題そのものであると認識しており、<u>ユニバーサルサービス料</u>について、<u>お客様にご負担をお願いし、NTT東・西殿自身がどのように経営の効率化を図っていくかをお客様と共に注視していきたい</u>と考えております。</p> <p>●なお、当社は、接続料の動向や競争環境の変化を見ながら、お客様に多様なサービスを低廉な料金で提供しよう今後も努めたいと考えております。</p>
ソフトバンク	<p>●ヒアリングの場では、弊社は、利用者料金への還元については当然考えるべきであり、今後引き続き検討していく旨の回答をさせていただいております。</p> <p>●NTSコストはNTT東西が基本料原価として回収すべきであったにもかかわらず、従来接続料原価に含まれており、接続事業者において本来負担の必要がない費用まで接続料として負担してきたものであり、これを、平成16年10月19日の情報通信審議会答申において、5年間で段階的に、本来の基本料原価へ付け替えるべきと定められたところです。また、これと関連して、同答申において、基本料原価における配賦基準見直しによる費用削減や基本料の在り方の見直し、ユニバーサルサービス制度の活用についても検討されたところです。今般のユニバーサルサービス制度に係る補填額見直しの問題においても、基本料の在り方を含め、多面的な検討を十分に行うことが必要と考えます。</p> <p>●NTSコストの控除以前、接続料水準はPSTNの減少により上昇基調にありましたが、当社は利用者への安定的サービス提供のため、利用者料金を据え置きました。<u>今後も、PSTNの減少に伴う接続料費用上昇の可能性は考えられるため、こういった場合にも急激な値上げを避けて利用者への安定的サービス提供を維持するため、長期的観点から利用者料金を定めております。</u></p>
フュージョン・コミュニケーションズ	<p>●ユニバーサルサービス料のユーザーへの負担は、当社が指定されている電話番号の利用者（IP電話・着信課金番号）にして頂いております。それらサービスを利用するお客さまの料金は、<u>2007年2月1日から固定・携帯間料金の値下げを実施</u>しています。（18頁資料）また、<u>中継電話サービスを利用するお客さまにも、2007年1月1日の電話サービスの統合を契機に値下げを実施</u>しております。（19頁資料）</p>
QTnet	<p>●当社としては、<u>ユニバーサルサービスの最終的な受益者は利用者</u>であると認識しており、<u>ユニバーサルサービス制度の補てん額はお客さまに負担いただいております。</u></p> <p>●一方、NTSコストを5年間で段階的に付け替えることは、NTT東西の基本料収支に過度の影響を与えないための激変緩和措置として導入されたものでありますが、これは見方を変えれば、ユニバーサルサービス制度の発動を抑制するための措置であるとも言えます。しかしながら同制度は発動され、19年1月から負担金徴収が開始されました。</p> <p>●利用者の負担を低減する観点から「ユニバーサルサービス制度のあり方」については早急に検討すべきと考えます。</p> <p>●なお、<u>接続料は、NTSコストの付け替えにより、18年度～19年度にかけて若干減少しましたが、19年度は15年度とほぼ同水準となった状況にあります。この結果、当社はお客さま料金を値上げすることなく、サービスを提供できております。</u></p>
ウィルコム	<p>●NTSコストの付替えによる負担額の変動につきましては、先述のとおりです。</p> <p>●利用者への転嫁の問題については、事業を行っていく上で、コストとして負担していることは確かであり、そのコストの回収として、利用者の料金に明確に見えるようにするのかどうか、見せ方の問題と考えております。</p> <p>●<u>ユニバーサルサービス負担額を、転嫁した見せ方とするかどうかについては、やはり市場の動向等を参考に今後検討していきたい</u>と考えております。</p>

## 2007年2月1日実施の料金改定

## I. 料金改定

「ビジネスライン」の携帯電話への通話料金改定

料金改定日2007年2月1日

改定後通話料金

(現行) 17円/1分(税込 17.85円)・・・3分あたり51円(税込 53.55円)

※全時間帯一律/全携帯電話事業者共通

(改定後)15.9円/1分(税込 16.695円)・・・3分あたり47.7円(税込 50.085円)

※全時間帯一律/全携帯電話事業者共通

ビジネスライン料金表

(税込)

通話区分	通話料
市内通話	8.4円/3分
県内市外通話	8.4円/3分
県外通話	15.225円/3分
国際通話	アメリカ(本土)・・・15円/1分 中国・・・50円/1分 上記を含む231の国と地域へ、おとくな通話料でご利用いただけます
携帯電話への通話	17.85円/1分 → 今回の料金改定により <b>16.695円/1分</b>

## FUSION IP-Phone の携帯電話への通話、および FUSION IP-Phone フリーボイス(含むライト)の

携帯電話からの通話料金改定

料金改定日 2007年2月1日

改定後通話料金

(現行) 【FUSION IP-Phone の携帯電話への通話料金】  
16円/1分(税込 16.8円)・・・3分あたり48円(税込 50.4円)

※全時間帯一律/全携帯電話事業者共通

【FUSION IP-Phone フリーボイス(含むライト)】  
18円/1分(税込 18.9円)・・・3分あたり54円(税込 56.7円)

※全時間帯一律/全携帯電話事業者共通

(改訂後) 【FUSION IP-Phone の携帯電話への通話料金】  
15.9円/1分(税込 16.695円)・・・3分あたり47.7円(税込 50.085円)

※全時間帯一律/全携帯電話事業者共通

【FUSION IP-Phone フリーボイス(含むライト)】  
17円/1分(税込 17.85円)・・・3分あたり51円(税込 53.55円)

※全時間帯一律/全携帯電話事業者共通

FUSION IP-Phone 料金表

(税込)

通話区分	通話料
FUSION IP-Phone 加入者同士	無料
FUSION IP-Phone から その他の国内IP電話	無料(電力系通信事業者など、FUSIONのIP電話プラットフォームで提供されるIP電話) 8.4円/3分(KDDI、ソフトバンクテレコムなど、相互に有料通話が可能なIP電話)
FUSION IP-Phone から 一般加入電話	国内・・・全国一律 8.4円/3分 国際・・・アメリカ(本土) 8円、中国 30円/1分 その他、上記を含む231の国や地域への通話が可能
FUSION IP-Phone から携帯電話	16.8円/1分 → 今回の料金改定により <b>16.695円/1分</b>
FUSION IP-Phone からPHS	12.6円/1分 + 10.5円/1通話

【参考-2】FUSION IP-Phone 着フリーボイスおよびフリーボイスライト(着信課金サービス)料金表

(税込)

通話区分	発信端末				
	一般加入電話	携帯電話	PHS	公衆電話	他社直収
全国一律	8.4円/3分	18.9円/1分 ↓ 今回の料金改定により <b>17.85円/1分</b>	13.65円/1分 +	26.25円/1分	5.25円/1分
			1通話ごとに 10.5円を加算		

\* フリーボイスライト 月額基本料 500円(税込 525円) 初回工事費 500円(税込 525円)  
フリーボイス 月額基本料 2,000円(税込 2,100円) 初回工事費 500円(税込 525円)

## 2007年1月1日実施の料金改定

## ご利用方法・料金について

## ■「東京電話プラン」

「東京電話サービス(0081/0082)」は、2007年1月1日から「フュージョン 国内・国際電話サービス(0038)」の「東京電話プラン」としてご提供いたします。

- 東京電話のみご契約のお客さまは「東京電話プラン」へ移行させていただきます。
- これまで、東京電話をマイラインプラス3区分(市内、県内市外、県外)でご登録のお客さまに対してのみ、通常料金の6%(市内・携帯への通話を除きます)の割引(区割プラス)が適用されていましたが、2007年1月1日以降は、割引適用後の料金を通常料金として、マイラインの登録に関係なく、すべてのお客さまへご提供いたします。

## 【この変更にあたり】

- ◎お客さまによるお手続きの必要はございません。
- ◎ダイヤル方法など、ご利用の方法はこれまでと変わりません。
- ◎電話会社識別番号0081/0082についても引き続きご利用いただけます
- ◎ご利用料金は、区割プラス適用後の料金で、すべてのお客さまに\*ご提供いたします。

\*「東京電話ビジネスプラン」をご利用のお客さまならびに、同一の電話番号で「東京電話サービス(0081/0082)」と「フュージョン 国内・国際電話サービス(0038)」の両方をご利用のお客さまを除きます。これらに該当するお客さまは、[こちら](#)をご覧ください。

## ■ご利用料金

## 国内通話料金(3分間)

## 【現行】東京電話(区割プラス適用前) (税込)

通話区分	県内			県外		
	昼間	夜間	深夜 早朝	昼間	夜間	深夜 早朝
区域内 (市内)	8.82円					
隣接・ 20kmまで	12.6円			14.7円		
30kmまで	18.9円			18.9円		
60kmまで	18.9円			28.35円	18.9円	
100km まで	28.35円	18.9円		37.8円	28.35円	
170km まで	28.35円	18.9円		56.7円	37.8円	
170km超	28.35円	18.9円		56.7円	37.8円	

## 【新】東京電話プラン(区割プラス適用時と同等)(税込)

通話区分	県内			県外		
	昼間	夜間	深夜 早朝	昼間	夜間	深夜 早朝
区域内 (市内)	8.82円					
隣接・ 20kmまで	11.97円			13.86円		
30kmまで	17.85円			17.85円		
60kmまで	17.85円			26.775円	17.85円	
100km まで	26.775円	17.85円		35.7円	26.775円	
170km まで	26.775円	17.85円		53.55円	35.7円	
170km超	26.775円	17.85円		53.55円	35.7円	

## 主な国際通話料金

## 【現行】東京電話

対地	6秒ごとの料金		
	昼間	夜間	深夜 早朝
韓国	9.7円	6.7円	6.7円
中国	12.7円	6円	6円
アメリカ(本土)	4.4円	3円	2.9円
イギリス	10.5円	4.5円	4.5円
オーストラリア	11.9円	9.6円	8.5円

※その他の地域は[こちら](#)をご覧ください

## 【新】東京電話プラン

対地	6秒ごとの料金		
	昼間	夜間	深夜 早朝
韓国	9.2円	6.3円	6.3円
中国	11.1円	5.7円	5.7円
アメリカ(本土)	4.1円	2.8円	2.7円
イギリス	9.9円	4.2円	4.2円
オーストラリア	7.6円	6.6円	5.7円

国際通話に消費税はかかりません。

※【昼間】8:00~19:00、【夜間】19:00~23:00、【深夜・早朝】23:00~翌8:00

※土日祝(国民の祝日に関する法律の規定により休日とされた日、ならびに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日をいいます)における8:00~19:00までの間の料金は夜間料金を適用します。

### 3. 接続料算定に用いる入力値の扱い

「近年、トラヒックの減少テンポが安定的に推移していることを踏まえて、①14ヶ月分のトラヒックを線形回帰により予測した適用年度の通年トラヒックをもとに接続料を算定する」とのことですが、予測通信量を用いる前提条件は、信頼性のある予測ができるかどうかです。今後、固定電話回線数が大きく減少することが想定される中、14ヶ月分のトラフィック予測について十分信頼できるといえるのでしょうか。言えるとすれば、その根拠をお示しください。

(対NTT東西)

回答者

回 答

NTT  
東西

- トラヒックの減少は、これまで、ブロードバンドサービスの普及拡大に伴いダイヤルアップトラヒックが急速に減少していましたが、最近では、ダイヤルアップの利用自体がほとんどなくなり、トラヒックのほとんどは音声トラヒックとなっています。一方で、携帯電話の普及やIP化の進展に伴い、音声トラヒックの減少が傾向的に続いていることから、減少率が▲10%程度に収束してきているものと考えております。**
- また、トラヒックの減少テンポは、年▲10%程度で安定的に推移しているものの、固定電話回線数の減少テンポは、近年、IP化の進展に伴い拡大してきています。**
- こうした需要動向については、固定電話ユーザによる通信料の利用状況から、従来、主に通信料利用の高いユーザが減少していたものの、最近では通信料利用の低いユーザが減少していること、また、トラヒックセンシティブなユーザが既に携帯電話や050IP電話等に移行していることから、現在の固定電話トラヒックは、固定電話を利用し続けるユーザのトラヒックが残っており、回線数減少の影響を受けにくくなっているものと推定されます。**
- こうしたことから、固定電話回線数の減少テンポが拡大した場合であっても、必ずしもトラヒックの減少率が連動して拡大するものではなく、今後ともトラヒックの減少は安定的に推移することが見込まれることから、14ヶ月分のトラヒック予測であっても信頼性のある予測が可能であると考えます。**

(参考1) NTT東西の固定電話回線数とトラヒックの推移

(単位：万回線、億時間)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度 (予測)
固定電話 回線数	6,007 <▲77> (▲1.3%)	5,879 <▲128> (▲2.1%)	5,477 <▲402> (▲6.8%)	5,049 <▲428> (▲7.8%)	4,525 <▲524> (▲10.4%)
トラヒック (GC経由通信量)	61 (▲14.1%)	51 (▲16.1%)	45 (▲13.0%)	39 <sup>※</sup> (▲12.6%)	34 (▲12.4%)

※H18年度のトラヒックは、見込み値である。

(参考2) NTT東西固定電話における通信料利用のユーザ数分布

- ・以前は、通信利用の多いユーザが他の通信手段にシフトする動きが見られましたが、最近では、通信利用の少ないユーザがシフトしています。

	0～ 500円/月	500～ 1,000円/月	1,000～ 2,000円/月	2,000円/月 以上
H15年10月	6.6%	1.4%	1.1%	9%
H17年10月	7.1% (+5%)	1.3% (▲1%)	9% (▲2%)	7% (▲2%)
H18年10月	6.9% (▲2%)	1.3% (-)	9% (-)	9% (+2%)

## 4. 接続料における東西格差の扱い

各事業者はユニバーサルサービス負担金を支払うために、これをユニバーサルサービス料として、1番号当たり7円を利用者に負担を求めています。これは電話サービスの提供費用がその分上昇したものをそのまま利用者に負担を求めているものです。他方、NTT東西の接続料格差については、この格差が必ずしも利用者料金に影響を及ぼさないとの主張を行っていますが、そのように主張される根拠はどうかあるのでしょうか。

(対KDDI、ソフトバンク)

回答者	回 答
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先述の通り、当社は、<u>ユニバーサルサービス料</u>については、<u>NTT東・西殿自身がどのように経営の効率化を図っていくかをお客様と共に注視していきたいと考え、ご負担をお願いしております。</u></li> <li>●一方、<u>電話サービスの通話料金</u>については、<u>各事業者が競争環境等を踏まえて設定するものであることから、NTT東・西殿の接続料に格差が生じたとしても、必ずしもお客様料金には影響が及ばないものと考えます。</u>例えば、<u>専用線サービスについては、接続料に東西格差がありますが、お客様料金は全国一律となっています。</u></li> </ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>利用者料金はサービス提供費用の格差だけでなく、競争環境等、様々な要件により決定しているものであり、サービス提供費用の格差が直ちに利用者料金に反映されるものではないと考えます。</u></li> <li>●<u>ユニバーサルサービス負担金</u>については、<u>1番号当たり7円という一律の負担、かつ新たな制度ということもあり、当初は明示的に利用者負担を求めているもので、中長期的には、ユニバーサルサービス負担金がサービス提供費用に吸収されていくことも考えられます。</u></li> <li>●さらに、<u>ユニバーサルサービス負担金</u>は競争事業者にとって、他社の費用を補填しているものであり、<u>競争事業者における効率化等はユニバーサルサービス負担金水準に反映されないため、競争事業者の経営努力だけで対処できない性格を有しているものと考えます。</u></li> <li>●また、<u>ユニバーサルサービス負担金</u>がサービス提供費用全体を増加させる一方、<u>接続料は東西格差が生じた場合であっても全体での費用増となるものではありません。</u>このとき、利用者への安定的サービス提供を考えると利用者料金には格差を設けず、サービス提供費用の格差は吸収される可能性が高いものと考えます。</li> <li>●さらに加えて言うなら、東西別の接続料格差を認めることで、ヤードスティック競争が機能し、東西とも利用者料金が現在の水準より低廉化することが考えられ、この場合、仮に東西格差が吸収しきれず利用者料金に東西格差が生じた場合でも、利用者はそれぞれに料金低廉化という便益を享受できることになるものと考えます。</li> </ul>

## 6. 新モデル適用期間後における接続料算定の在り方

PSTN/IP網が併存する期間の算定方法として2つオプションをご提案いただいておりますが、オプション1とオプション2で、LRICモデルにどのような違いがあるのでしょうか、詳しくお示してください。

また、2つのモデルの違いによって、接続料方法がプライスカップか通信量合算のどちらが適切かが自動的に連動して決まってくるのでしょうか。  
(対ソフトバンク)

回答者	回 答
ソフトバンク	<p>●前提として、オプション①とオプション②では、接続料の算定対象が異なります。</p> <p><u>オプション①は、PSTN接続料のみを算定対象とするものであり、一方、オプション②は、PSTN接続料とIP電話接続料を合算して一つの接続料として算定するものです。</u></p> <p>●<u>オプション①は、既存のLRICモデルをベースにし、中継網のIP化等、現時点で採用可能なIP技術をPSTNのコスト算定モデルに取り込み、PSTN費用の低廉化を図るもので、それにより算定されたPSTN接続料の水準をプライスカップに用いてIP電話接続料を設定するものです。</u></p> <p>●<u>オプション②は、PSTNとIP網が並存している状況を前提に、両者の並存状態を最も効率的な技術で構築するLRICモデルとし、合算通信量を用いてPSTNとIP電話の両費用を合わせて算定するものです。</u></p>